

判決年月日	平成 2 6 年 2 月 2 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10174号		
○発明の名称を「回転角検出装置」とする発明に係る特許の特許無効審判請求を請求不成立とした審決について，訂正を認めた審決の判断に誤りがあるとして審決を取り消した事例			

(関連条文) 特許法 1 3 4 条の 2 第 9 項, 1 2 6 条 6 項

本件は、原告が、発明の名称を「回転角検出装置」とする発明に係る被告の特許について特許無効審判を請求したところ、特許庁が被告が特許無効審判において請求した本件訂正を認めた上で、原告主張の無効理由はいずれも理由がないとして、請求不成立審決をしたため、その取消しを求めた事案である。

本判決は、本件訂正の適否について、要旨次のとおり判断し、本件訂正を認めた本件審決の判断に誤りがあるとして本件審決を取り消した。

本件訂正後の請求項 1 の「前記信号入力用及び前記接地用の少なくともいずれか」にいう「少なくともいずれか」とは、「前記信号入力用」の端子及び「前記接地用」の端子の「少なくともいずれか一つの端子」を意味し、また、「前記外部接続端子のうち電源電圧を印加する信号入力用端子及び接地端子の少なくともいずれか」にいう「少なくともいずれか」とは、「電源電圧を印加する信号入力用端子」及び「接地端子前記信号入力用」の「少なくともいずれか一つの端子」を意味することは、文理上、一義的に明白であるから、本件訂正前の請求項 1 では、磁気検出素子の 2 種類の各端子が、端子毎に同じ方向へ引き出されて、4 つの外部接続端子のいずれかと接続されている構成であったのが、本件訂正により、本件訂正後の請求項 1 では、「信号入力用」及び「接地用」の 2 種類の端子のうち、いずれか 1 種類の端子が、端子毎に同じ方向へ引き出されて、外部接続端子のうち電源電圧を印加する信号入力用端子及び接地端子のいずれか一つの端子と接続されている構成を含むものとなり、磁気検出素子の「信号入力用」及び「接地用」の 2 種類の端子のうち、いずれか 1 種類の端子が端子毎に同じ方向へ引き出される態様のものも特許請求の範囲に含み得ることになった点において、本件訂正は、本件訂正前の請求項 1 について、実質上特許請求の範囲を拡張するものであると認められる。

したがって、本件訂正は、特許法 1 3 4 条の 2 第 9 項において準用する同法 1 2 6 条 6 項に違反するものであるから、本件訂正を認めた本件審決の判断は誤りであ

り，その判断の誤りは，本件審決の結論に影響を及ぼす発明の要旨認定の誤りに帰することになるから，本件審決は，取消しを免れない。